

5 事業承継支援

- 当協会では事業承継に関する課題解決に向けたサポートを行っています。
- 外部専門家派遣の「事業承継コース」では、事業承継に関する診断を行い、円滑な事業承継に向けたアドバイスをを行います。
- 「滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し事業承継個別相談会を開催しています。
- 「滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター」等の関係機関と連携し、親族内承継やM&A等に関する一体的支援を行います。
- 保証制度について、「事業承継特別保証」、「事業承継サポート保証」や「経営承継関連保証」等、多様な保証制度を用意しています。



経営相談窓口

当協会では、お客様が抱える経営課題等にお応えするため、経営相談窓口を開設しています。当協会が実施する「外部専門家派遣」等の経営支援メニューの提案や、関係する支援機関と連携して、課題解決のお手伝いをしています。当協会へのご相談は無料です。お気軽にお電話ください。

担当部署：経営支援部経営相談課

TEL：077-511-1323

受付時間：平日 8：45～17：00

また、その他相談窓口を設けておりますので、詳細は当協会HPよりご覧ください。



▲当協会HP
「相談窓口のご案内」

アクセスのご案内

- JR 琵琶湖線 大津駅より徒歩……約 20 分
- 京阪バス・近江鉄道バス「商工会議所前」下車……約 2 分
- 膳所駅より徒歩……約 15 分
- 膳所駅より京阪電車乗り換え石場駅より徒歩……約 4 分



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 2-1「コラボしが 21」7 階

滋賀県信用保証協会 HP:<https://www.cgc-shiga.or.jp>

担当部署：経営支援課、経営相談課

TEL：077-511-1323



▲滋賀県信用保証協会 HP



▲当協会の
経営支援について

経営支援 メニュー の ご案内



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会

1 外部専門家派遣

外部専門家派遣（経営安定化支援事業）とは、中小企業診断士・公認会計士といった外部専門家を派遣し、経営診断と経営改善計画の策定支援、その他のフォローアップを行う事業です。派遣費用は原則無料です(当協会負担)。

1 経営診断（経営安定化支援事業）

専門家が事業内容や経営課題・お悩み事について、詳細にヒアリング・分析し、事業の向上や改善の方向性を提案します。

派遣する専門家
**中小企業診断士
公認会計士**

派遣回数
経営診断4回 (1回3時間程度) + **最終報告会** (1時間程度)
※IT入門コースは診断最大5回(最終報告会無し) フォローアップコースは診断1回

6つのコース

- 経営改善コース ● 事業承継コース
- 生産性向上コース ● IT入門コース
- チャレンジコース ● フォローアップコース

派遣開始 → 現状ヒアリング → 財務・事業調査 → 経営改善の方向性を検討 → 最終報告会

支援開始までの流れ

当協会と面談

面談では本事業の説明と、現状の確認、課題の共有をさせていただきます。

専門家派遣のご依頼

お客様から申込書をいただきます。申込書には、要望事項等をご記入ください。

専門家の選定

ご希望の内容をもとに、中小企業診断士・公認会計士を選定いたします。

2 経営改善計画・生産性向上計画策定支援（経営安定化支援事業）

経営診断の内容に基づいて、アクションプランや数値計画を専門家と一緒に検討していただきます。
※設備計画を伴う計画策定について、一部費用負担が発生する場合があります。

経営改善計画策定支援...

事業全体の経営課題を確認し、実現可能なアクションプランを専門家とともに検討し、数値化します。原則金融支援を伴います。

生産性向上計画策定支援...

事業全体の経営課題を確認し、生産性向上に向けたアクションプランを専門家とともに検討し、数値化します。

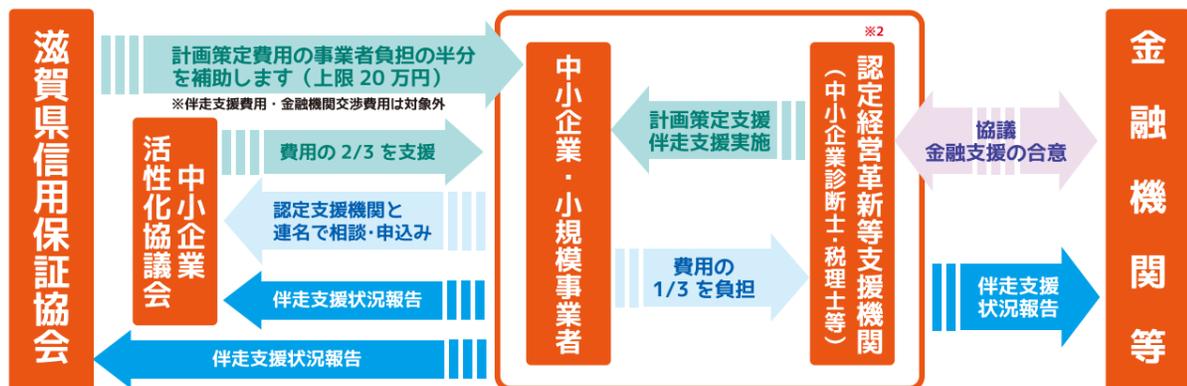
派遣開始 → アクションプランの検討 → 売上等の数値計画の検討 → 経営改善計画の提案 → 生産性向上計画の提案

3 モニタリング(継続サポート事業)

上記の計画策定支援を受け、経営改善計画を策定された方に対し、引き続き外部専門家を派遣し、継続した支援を行います。
派遣回数は四半期ごとに1回で、最大で5回(フォローアップ会議含む)の派遣を受けていただけます。

2 計画策定費用の一部補助事業

国が実施する「経営改善計画策定支援事業(ガイドラインに基づく計画^{※1}を除く)」を利用した経営改善計画策定にかかる費用について、当協会が独自に補助し(上限20万円)、一歩踏み込んだ経営支援を行います。



※1 ガイドラインに基づく計画とは...ガイドラインに基づく計画とは「中小企業の事業再生等に関するガイドライン<第三部>中小企業の事業再生等のための私的整理手続」に基づき策定された計画です。
※2 認定経営革新等支援機関(認定支援機関)とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関(税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等)です。

3 経営サポート会議

- 経営サポート会議とは、当協会が事務局となって開催する会議です。
- 経営サポート会議では、中小企業者・取引金融機関・信用保証協会が一堂に会することで綿密な意見交換が行えます。
- 経営改善計画の内容や経営改善に向けた方向性についての審議を行います。
- 経営改善計画の同意が得られた場合には、金融支援として政策推進資金保証(再生支援枠)、事業再生計画実施関連保証の利用が可能となります。

経営サポート会議の活用メリット

会議に係る諸費用は、原則として無料です。取引金融機関への呼びかけは、信用保証協会が行います。

- メリット 1** 経営改善計画について、取引金融機関が意見交換を行うことで、よりの確なアドバイスを受けることができます。
- メリット 2** 取引金融機関が一堂に会するため、お客様が各々の金融機関に相談に行く手間が省け、迅速な対応が可能になります。



4 おすすめの保証制度

制度名	政策推進資金(再生支援枠) (一部感染症対応型対応)	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証) (感染症対応型)	条件変更改善型借換保証
ポイント	経営改善計画に基づき事業再生に取り組む中小企業者の新たな資金調達および既存借入金の借換を支援し、経営の安定が図れます。	経営改善計画に基づき事業再生に取り組む中小企業者の既存借入金の借換により資金繰りの安定が図れます。	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、経営改善計画を基に事業再生に取り組む中小企業者の資金繰りの安定が図れます。	金融機関と認定支援機関の支援を受け、事業計画を策定して既存借入金の借換を行うことで、金融取引の正常化が図れます。
保証限度額	1億円	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円
保証料率	【新規一般保証】 0.37%~1.82% 【借換感染症対応型】 <責任共有保証制度対象> 保証料率 年0.80% <責任共有保証制度対象外> 保証料率 年1.00% 【国からの保証料補助】 <責任共有保証制度対象> 保証料率 年0.60% 補助 <責任共有保証制度対象外> 保証料率 年0.80% 補助 <small>※条件変更に伴い追加して生じる変更保証料については国の補助対象外です。</small> 【申込人の保証料負担】(参考) 保証料率 年0.20%	<責任共有保証制度対象> 0.70% <責任共有保証制度対象外> 0.80%	<責任共有保証制度対象> 保証料率 年0.80% <責任共有保証制度対象外> 保証料率 年1.00% 【国からの保証料補助】 <責任共有保証制度対象> 保証料率 年0.60% 補助 <責任共有保証制度対象外> 保証料率 年0.80% 補助 <small>※条件変更に伴い追加して生じる変更保証料については国の補助対象外です。</small> 【申込人の保証料負担】(参考) 保証料率 年0.20%	0.45%~1.90%
保証期間	【新規一般保証】 10年以内(据置2年) 特に認める場合 15年以内(据置2年) 【借換感染症対応型】 10年以内(据置5年) 特に認める場合 15年以内(据置5年) <small>※取扱期間についてはお問い合わせください</small>	【一括返済】 1年以内 【分割返済】 15年以内(据置1年)	【一括返済】 1年以内 【分割返済】 15年以内(据置5年) <small>※取扱期間についてはお問い合わせください</small>	15年以内(据置1年) ※新規の融資分を含む場合は据置2年



詳細は滋賀県信用保証協会HPをご覧ください。

滋賀県信用保証協会HP
保証制度のご案内